

平成 20 年 12 月 22 日

ご関係者の皆様へ

社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
理事長 唐澤 俊二郎

長野県ケーブルテレビ事業者 2 社の法令違反に関するご報告とお詫び

謹啓 皆様におかれましては時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はケーブルテレビ事業に格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、弊連盟のケーブルテレビ事業会員の中の長野県内事業者 2 社(エルシーバイ株式会社および株式会社テレビ松本ケーブルビジョン)が、概要下記のような法令に違反する行為を行っていたことが判明いたしました。

<違反の概要>

上記 2 社は在京キー5局からの同意を得て本年 6 月 24 日から地上デジタルテレビ放送の再送信(区域外)を行っていましたが、エルシーバイ株式会社(以下、LCV)は当該キー5局のうちTBSを除く4局の受信点について総務大臣の施設変更許可を受けずに設置した施設を利用して再送信を行っていたほか、大臣裁定申請において虚偽記載を行い、4局との同意契約においても虚偽記載していたため4局との再送信の同意の条件等に一致しない再送信を行っていたことが11月判明いたしました。

また、テレビ松本ケーブルビジョン(以下、テレビ松本)はLCVの受信点を未確認のまま共用契約して使用していたもので、4局との再送信の同意の条件等に一致しない再送信を行っていた点で、結果としてLCVと同様の法令違反行為を行っておりました。

これらは有テレ法に違反し当該民放4局との同意契約に違反するものであり、有テレ法違反に関しましては12月12日総合通信局長から2社に対する厳しい行政指導が行われました(LCVに対し警告、テレビ松本に対し嚴重注意)。また、12月16日総務省情報流通行政局長より弊連盟に対し「法令遵守の徹底について」厳しい文書指導がなされました。

今回の事態の結果として、2社のサービスをご利用いただいている視聴者の皆さま、市民を代表して2社の事業にご支援いただいている自治体の方々、そして再送信の同意を頂いた民放各社の皆さま、総務省の方々、その他関係の皆さまには、大変なご迷惑をお掛けいたしております。真に申し訳なく衷心よりお詫び申し上げます。

2社はこのような違法状態を解消するため、まず12月15日0時に再送信を中止する措置を講

じました。また、今後このようなことを起こさないよう再発防止に全力で取り組んでおります。

弊連盟といたしましては、内部的な自戒的な措置として12月2日以降2社および監督責任を負う理事長、専務に対し理事長職務権限に基づく処分(下記注参照)を行っております。

しかしながら、今回のような法令違反は、地域公共放送の使命を担い社会的責務を負うことを期待されているケーブルテレビ事業者としては決して許されてはならないことでもありますので、当該2社はもとより弊連盟事業者全会員において再点検を実施し全力で再発防止に努める覚悟であります。

以上、まずは事態の概要をご報告いたし併せお詫び申し上げます。

謹白

(注)理事長の職務権限に基づく処分について

1. 内容:

- ・理事長唐澤俊二郎:戒告とする
- ・理事長代行・専務理事石橋庸敏:戒告とする
- ・テレビ松本代表取締役社長・区域外再送信特別委員長佐藤浩市
:委員長職の辞職を勧告する
- ・LCV(酒井一夫代表取締役社長)
:厳重注意の上、連盟退会を勧告する

2. 申し渡し:12月2日

.....
<本件についてのお問い合わせ先>

141-0031 東京都品川区西五反田7-13-6 SDI五反田ビル7F
社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
TEL:03-3490-2022